

JIS

小形陸用ディーゼルエンジン 性能試験方法

JIS B 8018-1989

(2001 確認)

(2006 確認)

昭和 64 年 1 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 64.1.1

確認：平成6.1.1

官報公示：平成6.1.11

原案作成協力者：社団法人 陸用内燃機関協会

審議部会：日本工業標準調査会 一般機械部会（部会長 鶴戸口 英善）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

小形陸用ディーゼルエンジン
性能試験方法

B 8018-1989

(1994 確認)

Test Method of Performance of Small Size
Diesel Engines for Land Use

1. 適用範囲 この規格は、主に農工用及び陸用の一般動力用小形ディーゼルエンジン（以下、エンジンという。）の性能試験方法について規定する。

備考 この規格の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考として併記したものである。

2. 用語の意味 この規格の中で用いる主な用語の意味は、JIS B 0108 [往復動内燃機関用語（一般）]、JIS B 0109 [往復動内燃機関用語（主要部品）]及びJIS B 0110 [往復動内燃機関用語（附属装置）]によるほか、次のとおりとする。

- (1) 可変速エンジン 主として回転速度を変化させて使用する動力用エンジン。
例：トラクタ用、フォークリフト用
- (2) 定速エンジン 主としてほぼ一定の回転速度で使用する動力用エンジン。
例：発電機用
- (3) 定格出力 可変速エンジンにおいて、定格回転速度でエンジンが出すことができる出力として、製造業者が指定する軸出力。
- (4) 定格回転速度 定格出力を指定するときの回転速度をいい、製造業者が指定する値。
- (5) 連続定格出力 定速エンジンにおいて、製造業者が定める保全条件の下に連続して使用可能で、かつ、一時的に10%の過負荷が可能な出力として、連続定格回転速度とともに製造業者が指定する軸出力。
- (6) 連続定格回転速度 連続定格出力を指定するときの回転速度をいい、製造業者が指定する値。
- (7) 最大出力 定速エンジンを連続定格出力に設定した状態において出すことができる最大の軸出力。
- (8) グロス軸出力 エンジンの運転に必要な附属装置（表1の附属装置装着条件A）だけを装着して、エンジン試験台で測定した軸出力。
- (9) ネット軸出力 エンジンを特定の用途に使用するために必要でその出力に影響する附属装置（表1の附属装置装着条件B）を装着して、エンジン試験台で測定した軸出力。

引用規格：JIS B 0108	往復動内燃機関用語（一般）
JIS B 0109	往復動内燃機関用語（主要部品）
JIS B 0110	往復動内燃機関用語（附属装置）
JIS B 8006	往復動内燃機関の性能に関する圧力計測方法
JIS B 8007	往復動内燃機関の性能に関する温度計測方法
JIS D 1101	自動車用ディーゼルエンジン排気煙濃度測定方法
JIS D 8004	自動車用ディーゼルエンジン排気煙濃度測定用反射式スモークメータ
JIS K 2204	軽油
JIS Z 8806	湿度測定方法

関連規格：ISO 1585 Road vehicles - Engines test code - Net power